

(3) 成年後見制度の推進

施策の方向性

「成年後見制度」は、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、利用する方が今後も増えていくことが想定されます。

認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人であっても、地域の中で安心して暮らしていくよう、当制度に係る広報・啓発や支援体制の整備を推進します。

なお、本計画の期間内に成年後見制度に関する市の個別計画（（仮称）江別市成年後見制度利用促進基本計画）を策定する予定であり、この計画と整合・連携を図りながら、取組を進めます。

具体的取組

① 成年後見制度の広報・啓発

成年後見制度を正しく理解し、誰もが安心して利用できるよう、制度の仕組みや利用方法、相談体制等について、パンフレットやホームページ等の活用、市民向け講演会や出前講座の実施による広報・啓発を推進します。

また、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い介護保険サービス関係者や医療機関、民生委員などに対しても幅広く広報・啓発を行い、地域全体に制度の理解を図ることで、制度利用を必要とする人の早期発見・早期相談につなげます。

② 成年後見制度の利用に関する相談の実施

成年後見制度の適切な利用を支援するため、成年後見制度に関する総合相談の窓口として、江別市社会福祉協議会に江別市成年後見支援センターを設置しています。

成年後見支援センターでは、成年後見制度の必要性や関連する諸制度の紹介、制度利用の検討に関する相談への対応、制度の利用が必要な方やその家族等に対する手続支援、後見人等の調整を行っています。

福祉・法律の専門職、司法機関などの様々な関係機関と連携を図りながら、本人が安心して地域で暮らしていくための環境づくりを支援します。

③ 市民後見人の育成・活用

成年後見制度の需要の増加に対応するためには、親族や専門職だけでなく、地域における身近な存在として、一般市民が後見人となる市民後見人の活用が期待されています。

市民後見人の後見業務に必要な知識や技能の継続的な向上を図るため、江別市社会福祉協議会が実施する法人後見業務や日常生活自立支援事業の支援員として活用するほか、定期的に市民後見人の資質向上に資するフォローアップ研修を行います。

また、業務に関する日常的な相談支援や業務内容の確認等、市民後見人へのバックアップ体制を整備し、適正かつ安定的に活動できるよう支援します。

④ 権利擁護支援の体制整備

権利擁護支援が必要な人に関わる地域の関係者や法律・福祉の専門職団体、関係機関が連携して支援する体制である地域連携ネットワークの構築や、そのコーディネートを担う中核機関の設置等、権利擁護支援の体制整備を推進します。

⑤ 成年後見制度利用に関する各種支援制度の実施

成年後見制度による支援が必要であっても、本人に身寄りがないなど、成年後見制度の申立てをすることが困難な場合には、市長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判の申立てを行い、適切・迅速な制度利用につなげます。

また、経済的な事情により、申立費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合は、その一部を助成し、成年後見制度の利用促進を図ります。